

【補註 4】周那絺羅国

[0] 周那絺羅国は四分律のみにみえる国名で、波逸提第 171 条の制戒因縁につきのように記されている。

『四分律』「(比丘尼)波逸提 171」(大正 22 p.775 中)：釈尊が周那絺羅国に住されていた時、六群比丘尼がその地の僧伽から退去を命ぜられたのに他の地に移動しなかったので「被擯不去戒」を制された。

四分律の他には、『五分律』「(比丘尼)波逸提 171」(大正 22 p.097 中)が同じ戒を定めるが仏在処は記されておらず、その他の律では欠戒となっている。

[1] 漢訳「周那」は一般的に *cunda* の音写とされるから、周那絺羅国の音写と考えられるパーリの地名を調べてみると *Cundadvila*、*Cundaṭṭhīla* が見出される。これには、B 資料であるが、つぎのとおりである。

Mahāvastu (vol.III p.325、Jones 訳III p.315)：梵天勧請によって初転法輪を決意された釈尊は、*Uruvilvā - Gayā - Aparagayā - Vāsālā - Cundadvila* と移動され、道の途中でアージーヴァカのウパカと会われた⁽¹⁾。

『仏本行集経』(大正 03 p.808 上)：爾時世尊従道樹下起已、安痒渐渐行至旃陀羅村。従旃陀羅安痒行至純陀私洩羅聚落中。於其路上、見有一乞婆羅門、名優波伽摩。*この純陀私洩羅は *Cundaṭṭhīla* の別訳とみられる。

Petavatthu (p.047)：パーラーナシーからガンジス河を越えた北岸、ヴァーサバ村 (*Vāsabhagāmam*) を過ぎたチュンダッティラ (*Cundaṭṭhīla*) という村にある獵師がいた。

Petavatthu-A. (*Uba Kyaw* 英訳 p.179)：パーラーナシーの西へガンジス河を渡り、ヴァーサバ (*Vāsabha*) という村の方へ進むと、チュンダッティラ (*Cundaṭṭhīla*) という村に 1 人の獵師がいた。

ここでいうヴァーサバ村については、パーリ律「チャンパー鍵度」は、「その時カーシ国にヴァーサバ (*Vāsabha*) という村があった」(vol. I p.312)という。

[2] 以上、周那絺羅国はマガダ国からカーシ国(パーラーナシー)へ至る途上の村落と考えられ、いろいろの資料が錯綜していて不明の点もあるが、パーラーナシーに近接した場所と考えられるのでカーシ国の一村落とする。

(1) 釈尊がウパカと会われる場所は、パーリ律「大鍵度」では「ガヤーと菩提樹との間」(vol. I p.008)とされており、王舎城に近いマガダ国内と考えられる。モノグラフ No.2、金子芳夫編「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——マガダ国篇——」p.188 参照。